定期積金

2025年7月1日現在

1.商品名(愛称)	●定期積金 (愛称:スーパー積金)
2.販売対象	●法人および個人
3.預入期間	●6か月、1年、2年、3年、4年、5年
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ●契約期間内で掛金を分割預入(普通預金等からの自動振替) ●1回あたり1,000円以上 ●1,000円単位
5.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	 ●当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
7.利子課税	●給付補填金には2013年1月1日から2037年12月31日までの間に「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は法人15.315%(国税のみ)、個人20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●マル優の取扱いはできません。
8.中途解約の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合・・・解約日における普通預金の利率 (2)初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合・・・約定利率×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします)。
9.満期日以後の利息	●満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
10.金利情報の入手方法	●最新の店頭表示金利については店頭またはホームページ等でご確認ください。
11.その他参考となる事項	●払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または、当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。
12.預金保険の適用	●預金保険制度の対象商品です(当行に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
13.当行が契約している指定紛争解決機関	●全国銀行協会相談室 連絡先 0570-017109 または 03-5252-3772 〔受付日:月～金曜日(祝日および銀行休業日を除く)受付時間:9:00～17:00〕